



平成29年4月から 認知症初期集中支援チーム がはじまりました

認知症は、早期発見・早期対応が大切です

早く気づいて対応することで、その後の病気の進行を遅らせることができたり、介護の負担軽減につなげることができます。「あれ、認知症かな？」と思ったら、かかりつけ医や高齢者の相談窓口（地域包括支援センター）にまずは相談を！

認知症初期集中支援チームとは？

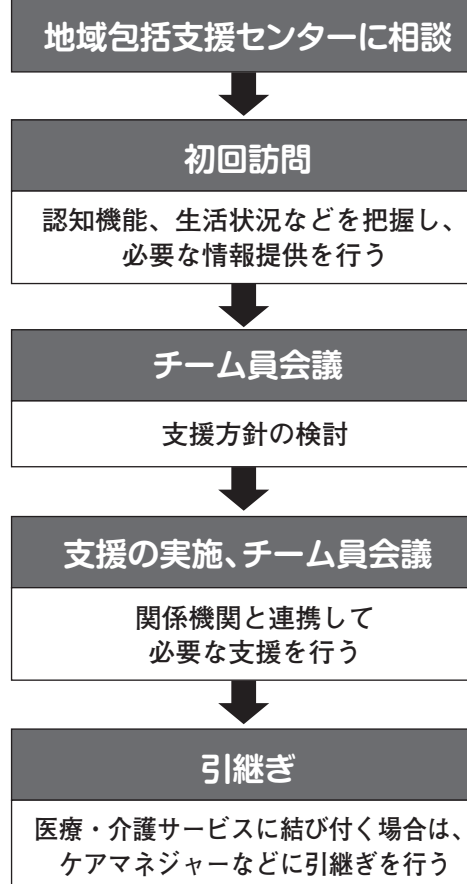
認知症サポート医・保健師・社会福祉士からなる専門職のチームが、認知症が疑われる方などの自宅に訪問し、本人の様子の確認や家族への助言、医療や介護サービスにつなげるなどの支援を集中的に行います。（概ね6か月）

支援の対象者は？

在宅で生活している 40 歳以上の方で、①認知症が疑われる方、②認知症の方で医療サービス・介護サービスを受けていない方、または中断している方。

【お問い合わせ先】
地域包括支援センター（健康福祉課内） ☎22-3385
地域包括支援センター西部支所
（大正地域振興局 町民生活課内） ☎27-1212

■支援の流れ



児童扶養手当現況届の提出をお忘れなく



（提出・お問い合わせ先）
町民課 ☎22-3117
大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112

【時効】
現況届を提出せず2年を経過すると時効が発生し、権利が消滅しますのでご注意ください。

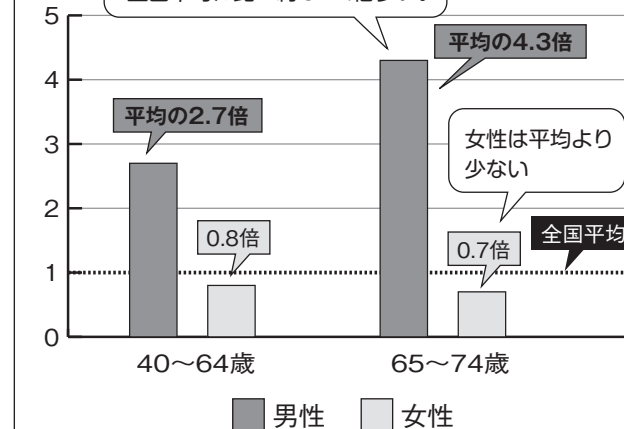
【提出期間】
8月1日～31日までの平日
午前8時30分～午後5時15分
※正午～午後1時を除く

8月は児童扶養手当現況届の提出月です。この届出により、8月分以降の受給資格と手当額について判定を行います。受給資格をお持ちの方は、ご案内を送付しますので、必ず受給資格者本人が提出してください。
※未提出者は手当が差し止めとなる可能性があります。
※今年の6月末までに受給資格が認定された方が対象です。

健康のしおり からだに優しい アルコールとの付き合い方



四万十町内の男性で、
1日3合以上飲酒している方は
全国平均に比べ約3～4倍多い。



H28年度特定健診受診者の結果より。数値は、国保データベース（KDB）より算出。

飲み過ぎは、アルコールの依存性を高め、からだに負担もかけます。飲み過ぎには注意され、週に2日程度の「休肝日（肝臓を休めてあげる日）」をぜひ、作ってあげてください。

また、特定健診受診者のうち、3合以上飲酒の方の中には、肝機能の精密検査が必要な方が2割強いました。特定健診は、日頃の生活習慣から受けるからだの状態を血液検査で知ることができます。年に1度は特定健診を受けられますようお勧めします。

【お問い合わせ先】健康福祉課 ☎22-3115

町税の口座振替のお知らせ

町税の納付には、便利な口座振替をお勧めします。口座振替にすると、納期ごとの支払いの手間や、うっかり納め忘れる心配もありません。

手続きは、四万十町指定の金融機関で行うことができます。詳しくは、税務課までお問い合わせください。



取扱金融機関

- ・四国銀行
- ・高知信用金庫
- ・高知銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・四万十農協
- ・高知はた農協

【お問い合わせ先】税務課 ☎22-3116

農耕作業車のナンバー登録はお済みですか？

トラクター、コンバイン、田植機などの農耕作業車にはナンバーをつけることが義務づけられています。もし、ナンバーをつけていない車両がありましたら税務課・各地域振興局に登録申請をお願いします。

公道を走るかどうかに関係なく、所有されている車両は登録の必要があります！

◆申請に必要なもの

- ・所有者の印鑑
- ・申請書（税務課・各地域振興局にあります）



【お問い合わせ先】税務課 ☎22-3116